

季節別時間帯別電力

(選 択 約 款)

平成 21 年 4 月 1 日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

目 次

I 本 則

| | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 目 的 | 1 |
| 2 | 選択約款の届出および変更 | 1 |
| 3 | 適 用 | 1 |
| 4 | 季節区分および時間帯区分 | 1 |
| 5 | 季節別時間帯別電力A | 2 |
| 6 | 季節別時間帯別電力B | 6 |

II 実 施 細 目

| | | |
|---|---------|---|
| 1 | 適 用 範 囲 | 9 |
| 2 | そ の 他 | 9 |

| | |
|-----|----|
| 附 則 | 10 |
|-----|----|

| | |
|-----|----|
| 別 表 | 16 |
|-----|----|

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、季節別時間帯別に設定された料金によって、より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第7項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成21年3月3日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適 用

供給約款の高圧電力の適用範囲に該当する需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

4 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

- (2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ 昼間時間

毎日午前9時から午後11時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ハ 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

5 季節別時間帯別電力A

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契約電力

イ 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(イ) 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(ロ) 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

(ハ) 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期

間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

ロ 供給約款の自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

(3) 料 金

料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。

イ 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合((6)口の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

| | |
|---------------|-----------|
| 契約電力1キロワットにつき | 1,543円50銭 |
|---------------|-----------|

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

| | |
|------------|--------|
| 1キロワット時につき | 17円81銭 |
|------------|--------|

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

| | 夏季料金 | その他季料金 |
|------------|--------|--------|
| 1キロワット時につき | 15円77銭 | 14円34銭 |

c 夜間時間

| | |
|------------|--------|
| 1キロワット時につき | 11円77銭 |
|------------|--------|

(ハ) 力率割引および割増し

a 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。この場合、平均力率は、供給約款別表5(平均力率の算定)によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増いたします。

ロ 遅 収 料 金

遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。

(4) 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給約款30（使用電力量等の計量）に準ずるものといたします。

(5) 契 約 期 間

契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 契約期間満了に先だって、原則として供給約款の高圧電力Aに需給契約を変更することはできません。

(6) そ の 他

イ 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、季節別時間帯別電力Bを適用いたします。

ロ お客さまが希望される場合は、供給約款の高圧電力Aに準じ、供給約款の予備電力を契約することができます。ただし、この場合の予備電力の料金は、(3)イを常時供給分の該当料金として算定いたします。

ハ その他この選択約款に定めのない規定については、供給約款の高圧電力Aにかかわる規定を準用するものといたします。

ニ この選択約款の実施上必要な細目的事項については、II（実施細目）によるものといたします。

6 季節別時間帯別電力B

(1) 適用範囲

高压で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット以上であり、かつ、原則として2,000キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契約電力

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ロ 供給約款の自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 季節別時間帯別電力Aとして電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をイによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、5(季節別時間帯別電力A)(2)によって定めます。

ニ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

(3) 料金

料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。

イ 早収料金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合

は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 25,100 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合((6)イの予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

| | |
|-----------------|--------------|
| 契約電力 1 キロワットにつき | 1,926 円 75 銭 |
|-----------------|--------------|

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

| | |
|-------------|-----------|
| 1 キロワット時につき | 16 円 74 銭 |
|-------------|-----------|

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

| | 夏季料金 | その他季料金 |
|-------------|-----------|-----------|
| 1 キロワット時につき | 13 円 95 銭 | 12 円 83 銭 |

c 夜間時間

| | |
|-------------|-----------|
| 1 キロワット時につき | 11 円 77 銭 |
|-------------|-----------|

(ハ) 力率割引および割増し

a 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。この場合、平均力率は、供給約款別表5(平均力率の算定)によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

ロ 遅 収 料 金

遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。

(4) 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給約款30（使用電力量等の計量）に準ずるものといたします。

(5) 契 約 期 間

契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 契約期間満了に先だって、原則として供給約款の高圧電力Bに需給契約を変更することはできません。

(6) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、供給約款の高圧電力Bに準じ、供給約款の予備電力を契約することができます。ただし、この場合の予備電力の料金は、(3)イを常時供給分の該当料金として算定いたします。

ロ その他この選択約款に定めのない規定については、供給約款の高圧電力Bにかかわる規定を準用するものといたします。

ハ この選択約款の実施上必要な細目的事項については、II（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実施細目

1 適用範囲

この選択約款から供給約款の高圧電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、季節別時間帯別電力を適用いたしません。

2 その他

(1) 供給約款の自家発補給電力Bとあわせて電気の供給を受ける場合は、次により取り扱います。

イ 自家発補給電力Bの早収料金は、供給約款25（自家発補給電力）(2)ハの早収料金を適用して算定いたします。

ロ 自家発補給電力Bと同一計量される場合の「基準の電力」は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。

(イ) 自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

(ロ) 自家発補給電力Bの使用の前3月間における季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

(ハ) 自家発補給電力Bの使用の前3日間における季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

(2) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、供給約款52（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。

なお、この場合、契約電力を減少しようとするときの各時間帯別の使用電力量は、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、平成21年4月1日から実施いたします。

2 燃料費調整についての特別措置および経過措置

(1) 適用期間

イ 適用期間は、平成21年4月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までといたします。

ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、イにいう検針日は、計量日といたします。

(2) 燃料費調整

(1)に定める適用期間における、本則5(季節別時間帯別電力A)(3)イの電力量料金または本則6(季節別時間帯別電力B)(3)イの電力量料金について、燃料費調整(燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。)は、各項の規定によらず、燃料費調整単価が(4)ロ(イ)により算定される場合は、(5)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が(4)ロ(ロ)、(ハ)または(ニ)により算定される場合は、(5)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(3) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2410$$

$$\beta = 1.1282$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が25,100円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (25,100 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が25,100円を上回り、かつ、37,700円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 25,100 \text{円}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が37,700円を上回る場合
平均燃料価格は、37,700円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (37,700 \text{円} - 25,100 \text{円}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bの場合を除き、次のとおりといたします。

| 平均燃料価格算定期間 | 基準燃料費調整単価適用期間 |
|------------------------------|------------------------------------|
| 平成20年12月1日から平成21年2月28日までの期間 | 平成21年4月の検針日から平成21年5月の検針日の前日までの期間 |
| 平成21年1月1日から平成21年3月31日までの期間 | 平成21年5月の検針日から平成21年6月の検針日の前日までの期間 |
| 平成21年2月1日から平成21年4月30日までの期間 | 平成21年6月の検針日から平成21年7月の検針日の前日までの期間 |
| 平成21年3月1日から平成21年5月31日までの期間 | 平成21年7月の検針日から平成21年8月の検針日の前日までの期間 |
| 平成21年4月1日から平成21年6月30日までの期間 | 平成21年8月の検針日から平成21年9月の検針日の前日までの期間 |
| 平成21年5月1日から平成21年7月31日までの期間 | 平成21年9月の検針日から平成21年10月の検針日の前日までの期間 |
| 平成21年6月1日から平成21年8月31日までの期間 | 平成21年10月の検針日から平成21年11月の検針日の前日までの期間 |
| 平成21年7月1日から平成21年9月30日までの期間 | 平成21年11月の検針日から平成21年12月の検針日の前日までの期間 |
| 平成21年8月1日から平成21年10月31日までの期間 | 平成21年12月の検針日から平成22年1月の検針日の前日までの期間 |
| 平成21年9月1日から平成21年11月30日までの期間 | 平成22年1月の検針日から平成22年2月の検針日の前日までの期間 |
| 平成21年10月1日から平成21年12月31日までの期間 | 平成22年2月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間 |

b 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。

この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

ロ (1)に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(1)に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を下回り、かつ、基準燃料費調整単価が、ハに定める特別措置の燃料費調整単価および経過措置の燃料費調整単価の合計以上となる場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ハに定める特別措置の燃料費調整単価} \\ &\quad + \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価}) \end{aligned}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を下回り、かつ、基準燃料費調整単価が、ハに定める特別措置の燃料費調整単価および経過措置の燃料費調整単価の合計を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= (\text{ハに定める特別措置の燃料費調整単価} \\ &\quad + \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価}) - \text{基準燃料費調整単価} \end{aligned}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円の場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= \text{ハに定める特別措置の燃料費調整単価} \\ &\quad + \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を上回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ハに定める特別措置の燃料費調整単価} \\ &\quad + \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価}) \end{aligned}$$

ハ 特別措置の燃料費調整単価および経過措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価および経過措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

| | 適用期間 | 特別措置の燃料費調整単価 | 経過措置の燃料費調整単価 |
|--|------------------------------------|--------------|--------------|
| 1 キ ロ ワ ット 時 に つ き | 平成21年4月の検針日から平成21年5月の検針日の前日までの期間 | 36 銭 | 10 銭 |
| | 平成21年5月の検針日から平成21年6月の検針日の前日までの期間 | 36 銭 | 10 銭 |
| | 平成21年6月の検針日から平成21年7月の検針日の前日までの期間 | 36 銭 | 10 銭 |
| | 平成21年7月の検針日から平成21年8月の検針日の前日までの期間 | 36 銭 | 9 銭 |
| | 平成21年8月の検針日から平成21年9月の検針日の前日までの期間 | 36 銭 | 9 銭 |
| | 平成21年9月の検針日から平成21年10月の検針日の前日までの期間 | 36 銭 | 9 銭 |
| | 平成21年10月の検針日から平成21年11月の検針日の前日までの期間 | 36 銭 | 9 銭 |
| | 平成21年11月の検針日から平成21年12月の検針日の前日までの期間 | 36 銭 | 9 銭 |
| | 平成21年12月の検針日から平成22年1月の検針日の前日までの期間 | 36 銭 | 9 銭 |
| | 平成22年1月の検針日から平成22年2月の検針日の前日までの期間 | 36 銭 | 9 銭 |
| | 平成22年2月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間 | 36 銭 | 9 銭 |

(5) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(4)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(6) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

| | |
|------------|----------|
| 1キロワット時につき | 29 銭 1 厘 |
|------------|----------|

(7) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(3)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(4)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

3 この選択約款の実施にともなう切替措置

- (1) 平成21年4月の検針日の前日までに使用される電気については、変更前の選択約款の季節別時間帯別電力（平成20年10月29日届出。）および供給約款等以外の供給条件（平成20年10月31日認可。）により料金を算定するものといたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(1)に準じて料金を算定するものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。

別 表

1 休 日 等

この選択約款において、休日等とは、次の日をいいます。

- (1) 日曜日
- (2) 1月1日，1月の第2月曜日，2月11日，4月29日，5月3日，5月4日，5月5日，7月の第3月曜日，9月の第3月曜日，10月の第2月曜日，11月3日，11月23日および12月23日
- (3) 各年ごとに定める次の日

| | |
|-------|-------------------|
| 平成21年 | 9月22日，9月23日 |
| 平成22年 | 3月21日，9月23日 |
| 平成23年 | 3月21日，9月23日 |
| 平成24年 | 3月20日，9月22日 |
| 平成25年 | 3月20日，9月23日 |
| 平成26年 | 3月21日，9月23日 |
| 平成27年 | 3月21日，9月22日，9月23日 |
| 平成28年 | 3月20日，9月22日 |
| 平成29年 | 3月20日，9月23日 |
| 平成30年 | 3月21日，9月23日 |
| 平成31年 | 3月21日，9月23日 |

- (4) (2)または(3)に定める日が日曜日となる場合，その翌日以降でその日に最も近い(2)または(3)でない日。
- (5) 1月2日，1月3日，1月4日，5月1日，5月2日，12月30日および12月31日

2 燃 料 費 調 整

- (1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2410$$

$$\beta = 1.1282$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (25,100 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を上回り、かつ、37,700 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 25,100 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,700 円を上回る場合
平均燃料価格は、37,700 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (37,700 \text{円} - 25,100 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|---|--------------------------------|
| 毎年1月1日から3月31日までの期間 | その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年2月1日から4月30日までの期間 | その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年3月1日から5月31日までの期間 | その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年4月1日から6月30日までの期間 | その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年5月1日から7月31日までの期間 | その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年6月1日から8月31日までの期間 | その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年7月1日から9月30日までの期間 | その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年8月1日から10月31日までの期間 | その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年9月1日から11月30日までの期間 | 翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間 | 翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 | 翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間) | 翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間 |

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)という検針日は、計量日といたします。

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

| | |
|------------|----------|
| 1キロワット時につき | 29 銭 1 厘 |
|------------|----------|

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。